

## 平成23年度第4回二宮町下水道運営審議会会議録

日 時 平成23年12月20日（木）午後2時～3時30分  
場 所 二宮町役場第1会議室  
出席者 小澤宜男会長、古澤正平副会長、脇直一委員、小宮進委員、永瀬文雄委員、岩倉正枝委員、宮本由美子委員、松尾武保委員、添田米美委員  
欠席者 原富士徳委員、深見直美委員、  
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班副主幹、工務班副技幹、業務班主事  
傍聴者 3名

### 1. 開 会（課長）

定刻ですので、これより始めさせていただきます。司会を担当します下水道課長の成川です。よろしくお願いいたします。

お手元の次第に添って議事を進行させていただきます。

はじめに、本日の出席委員数、定数11名中、9名のご出席をいただいております。下水道運営審議会条例の規定により、半数以上の出席ですので、本日の会議は成立しております。

ただ今より、平成23年度第4回下水道運営審議会を開催させていただきます。

それでは、審議会の公開について、お諮りいただきたいと思います。

会 長 では、ただ今より、審議会を開催いたします。まず審議会の公開についてですが、当審議会は原則公開となっております。本日の審議内容は公開して問題はあるものではないと思われま。

司 会 では、本日の会議は公開とさせていただきます。

事務局 本日傍聴者が3名いますので、ご案内します。暫時お待ち下さい。

司 会 それでは、最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちはお忙しい中、また、大変冷え込んでいます。風邪をひかれた方もいらっしゃるようです。その中で、審議会に出席いただきありがとうございます。今日は、前回（11月17日）の審議会の時に、最後に次回（本日は資料の説明、ご意見等に基づいて、どの辺に改定率をもっていくのか。そのご検討をしていただき、最後には皆さんのお考えを聞いて、方針を決めていきたいと思っておりますので、宜しく、お願いいたします。

司 会 ありがとうございます。それでは、これより会議の進行を会長にお願いします。

会 長 これより、議題に入ります。

「二宮町公共下水道使用料の改定について」事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 会議資料に入る前に、これまでの審議会の経過の整理をさせていただきたいと思  
います。下水道使用料につきましては、前回まで4回の審議会を開催し、説明ご審  
議をいただいております。

「平成22年度第4回下水道運営審議会 論点整理(平成23年2月21日)」をご  
覧いただきたいと思います。事務局説明内容、委員の意見・質問、回答・課題・宿  
題と欄がありますが、委員にはご一読されていると思いますので、説明は割愛させ  
ていただきます。

平成22年度第4回下水道運営審議会(平成23年2月21日)においては、平成  
22年度、最後の審議でしたが、下水道特別会計の勉強会ということで、下水道特  
別会計の歳入・歳出状況、使用料単価、汚水処理原価、経費回収率について、説明  
させていただき、下水道特別会計の現状、課題について把握をしていただきました。  
その結果、下水道使用料について検討することで、委員皆様のご了解を得ました。

平成23年度第1回下水道運営審議会(平成23年7月14日)におきましては、  
平成22年度第4回下水道運営審議会(平成23年2月21日)の内容をさらに深く  
理解、ご議論していただくために、下水道事業経営の基本的な考え方、下水道使用  
料対象経費、平成21年度下水道事業比較経営診断表などの追加資料により説明い  
たしました。下水道使用料について、町長の諮問を受け正式な議題とすることで各  
委員のご賛同を得ました。

平成23年度2回下水道運営審議会(平成23年9月30日)におきましては、町  
長より「二宮町公共下水道使用料の改定について」の諮問を受け、資料としては、  
「下水道使用料検討資料」に基づき説明をさせていただき、その中で、事務局より  
あくまでも一つの目安たたき台、案として、経費回収率60%を目標とする3案を  
参考として示させていただきました。

色々なご意見、要望があり、次回(前回)にどの程度の負担を使用者にお願いで  
きるかを検討することになりました。

平成23年度3回下水道運営審議会(平成23年11月17日)では、平成23年度  
2回下水道運営審議会(平成23年9月30日)のご意見、要望について、回答させ  
ていただくとともに、下水道使用料の改定について議論をしていただきましたが、  
改定率の決定まで議論は煮詰まりませんでした。本日第4回審議会で改めて改定率  
などについて議論をしていただくことになりました。

以上が経過の整理です。宜しく、お願いいたします。

会 長 ただ今の、経過の説明については、よろしいですか。

次に前回の改定率一律の改定の場合はどうなのか、差をつけた場合はどうなのか、  
改定方法の組み合わせについて説明をお願いします。

事務局 資料1についての説明をさせていただきます。前回までの議論の中で、使用料  
の改定について、平成21年7月の下水道使用料改定と同じような、基本料金から

従量制の単価について、改定率を乗じた額を改定後の単価にするのか。

基本料金・従量制の単価に乘じる改定率に差をつけるか。いままでの議論の中で委員の中からもありましたので、それを踏まえて、検討することで資料1を提示させていただきました。

1頁については、現在、使用料の改定率が決定していませんので、具体的な数字で基本料金と従量制の組み合わせを示すのは難しいので、そのため使用料回収率を決定していただく、考え方として改定の方法について、確認をさせていただくために資料を提示いたしました。

これまでの議論で、事業系排水や多量排水者について、現行の料金体系よりも一般のご家庭での負担から見た比率をあげ、本来の使った分に応じて、逆に使えば使うほど処理費用が掛かるので、応分の負担をしてもらうことも検討する必要があるのではないのか、というご意見をいただきました。

それらを踏まえて、改定の方法を基本料金と従量制単価の組み合わせについて、整理したいと思います。

1頁の上部にあるチャートが示しているものは、まず一番上、前回と同じく一律に同じ改定率を適用する、その下が、改定率に差をつけることで、基本料金、従量制単価に分けて考えてみます。

仮に、改定率に差をつける場合、基本料金の部分と基本料金の枠を超える、2か月で、17 m<sup>3</sup>以上の従量制の単価について考える場合、基本料金を変えない場合と基本料金を変える場合に分かれます。

基本料金を変えない場合でも、基本料金を大幅に上げる、また、あまり上げないの考え方があります。

従量制単価については、従量制単価を変えない考え方もありますが、原則、使用料改定において従量制単価を変えないことは、基本使用料の部分が大きくなるために、改定率について各使用量（排水量）の区分ごとを改定することを前提に、すべての排水量の区分に同じ改定率を乗じる場合が一つ。

使用量（排水量）の区分によって改定率に差をつける場合になります。その組み合わせとして、表現としてランクの低い、高いことを示していますが、使用量（排水量）、2か月で使った量が多い・少ないことです。

ランクの低いとは、2か月で使った水の量が比較すれば少ない階層での改定率を高くし、逆に多量排水者の階層の改定率を低く抑える。これは累進度を現状より下げる改定になります。

もう一つが、その逆になります。使用量が少ない階層での改定率を抑え、逆に多量排水者の階層の改定率を高くする。これにより、累進度は上がります。

改定率の組み合わせについては、主な考え方のイメージ（概念的なもの）を表したものが下のグラフになります。

A（一律）は、各階層に同じ改定率をかける。Bは（■）、基本料金を改定しない、従量制単価の累進度を上げることで、改定率に差をつけ、従量制単価が左下、少ない階層での改定率を抑え、多量排水者の階層の改定率を高くする。今の単価にかけるパーセントの開きを示しています。Cは（▲）、基本料金を大幅に改定する場合、従量制単価は階層の低い方の改定率を高くし、階層の高い方の改定率を低く抑え累進度を下げるようなケースをイメージとして表したものです。

現在の使用料にそれぞれの階層の単価をかける、改定率のイメージであります。その下の図は、A、B、Cを、仮に採用した場合に実際に改定される額、現行の使用料に比べてどのくらい増額になるかを表しています。

一般の家庭で多い2か月 100 m<sup>3</sup>までを載せました。上の図で改定率は一律とありますが、実際に単価については、すでに現行で累進制をとっておりますので、増加する額については、仮に20 m<sup>3</sup>の方100 m<sup>3</sup>の方で比較すると同じ額ではなくて、あくまでも、現行から見た増加率は同じであり、20 m<sup>3</sup>使う方2か月 500 円程度、100 m<sup>3</sup>の場合は3000 円弱の増になります。

上で示したB、Cの組み合わせが一律かけた場合と、どのような変化があるかというと、B基本料金を改定しないで、改定率の階層を上げる場合には、一律で改定率をかける場合に比較すると、排水量が多くなれば負担する額が大きくなります。

その逆に、基本使用料の部分の改定率を高くすることは、排水量が少ない階層の負担する額が、一律かけた場合と比べて若干上がるようになりますが、排水量が多くなる箇所については、一律かけた場合よりは若干負担する額が減る、広く浅く負担していただくようなイメージになります。

2 頁目をお願いします。

実際に改定率等が決まっていないので、どのくらいの負担額の差になるかを示すのは難しいので、仮にイメージを掴んでいただくための参考として、2 頁目の中段に事務局の案3の回収率59%（改定率24.1%）をターゲットにした場合の改定例として示させていただきます。

表ですが、現行の消費税抜き単価に、それぞれ改定率（24.1%）をかけたものがA一律の金額になります。この一律とB・Cが1 頁目の概念的なものを表した数字となります。

Bについては、基本料金が現行と変わらない場合、一律かけた場合のものと同じ使用料の増加分を回収するには、それぞれの単価がどのような金額になるかの一例です。単価の組み合わせは何通りにもなりますので、イメージを掴んでいただくための例です。

Cが基本料金を上げた場合、従量制の単価は一律よりも低い階層は抑えた場合です。

D・Eは、仮に基本料金が同じでも、従量制の単価の組み合わせは何通りにもなりますので、一例を示させていただいております。

それぞれの改定率、現行の単価・基本料金に何パーセントをかけたのか。パーセントの組み合わせを下のグラフで示しております。この組み合わせは同じ金額を掴む上で何パーセントにするかの組み合わせはいく通りにもなります。概ねイメージを掴んでいただきたいと思います。

この表に単価A B C D Eを採用した場合に、実際に2か月間の使用料がどうなるかを3頁に例示しております。2頁の例において、実際に使用料がどの程度になるかは現在の使用料体系がそうですが、水道を使えば使うほど金額が高くなることに変わりはありません。

ただ、それぞれの1 m<sup>3</sup>の下水道使用料について、カッコ書きは現行料金からどのくらい増加しているかを見ていただきたい。組み合わせによって、排水量が大きくなる下水道使用料ほど、組み合わせによっては負担額に差ができます。

今、現在の二宮町の下水道使用料の体系を考慮させていただいて、事務局として、今後の改定の進め方の方向性について提案をさせていただきます。

2頁目の上段をお願いします。「基本料金と従量制の組み合わせ」ということで、事務局の考え方を示させていただきたいと思います。

1頁目の概念的なもの、2・3頁目の改定の方法は何通りにもなります。

これまでの審議会で事業系の排水、多量排水者が下水処理に負荷を多くかけているので料金体系を変えることを検討することになりましたが、それを踏まえて二宮町の現状を考えますと11月に示しました資料ですが、2か月60 m<sup>3</sup>以下、一般の家庭が二宮町では8割以上を占め、2か月1,000 m<sup>3</sup>以上の多量排水者が10箇所程度になっています。

このため、極端に累進度を上げる改定は、これらの少ない多量排水者を狙い撃ちしたよう形になります。二宮町の未供用地区を含めた全体を考えた場合でも、この割合に大きな変化はないと考えています。

この従量制、累進度は一般の家庭と多量排水者の負担の割合をどう考えるかの一つの指標になります。9月の審議会の資料で、二宮町の最低と最高の単価の割合は1.9になる。これは神奈川全体で見ると、低い方から数えた方が早い位置で決して高い累進度ではありません。広く負担を分かちあうことの表れです。下水道使用料を制定した平成10年当時の審議会の中でも、近隣等の累進度を見て下水道使用料の単価体系が決められた経緯があります。

これを踏まえて、事務局としては、原則として今までの料金体系を尊重して、改定率を一律にかけたものを基本としたいと思います。しかし、改定率や2か月分の改定の増額分の負担が大きくなるような場合等は、小規模排水者（高齢者世帯・単身者世帯等）への負担を考慮したいと思います。

結果として、従量制単価の調整は排水量の高いところで若干行うことであれば、累進度は僅かに上がり、本来のより多く使う方に、それに伴う負担をしていただく原則に則ることになります。ごく一部の多量排水者の方のみに負担がかからないように調整したいと思います。

また、基本料金や従量制単価の部分については、前回は改定率をかけて、小数点未満を四捨五入するだけでしたが、5円・10円刻みのような分かり易い料金体系にするのも一つのアイデアとして、改定率が決まりましたら一律改定した額を基に何案かを示させていただいて、最終的に改定の組み合わせを選んでいただきたいと思います。以上で資料1の説明とさせていただきます。

会 長 いいですか、何かありませんか。

委 員 2頁目の「改定の考え方（方向性）について」ですが、基本的に一律にすることでもいいと思う。逆に、どうして、ここが28%、ここが20%となると説明するが難しいと思う。結果は、それから使用料金が出るので、それが何パーセントになるのか。ある企業は15%、ある対象の家庭は32%になりますとか・・・。

その次の、小規模排水者の考慮も大事だと思う。基本は基本として、できるかどうかは別にして小規模排水者を抑えることは大切だと思う。

排水量の高い区分で調整する場合は、多量排水者が限られている。とあるが今まで何か具体的にありますか。例えば、2頁目の真中の表で使用区分が201～1000 m<sup>3</sup>、1001～2000 m<sup>3</sup>、2001 m<sup>3</sup>～の刻みがありますね。例えば、1001 m<sup>3</sup>以上同じ額にすることは、2001 m<sup>3</sup>の方が1001 m<sup>3</sup>の単価になりますよね。もし、やられるのであれば、その人は人数が少なく、増収が少ないと思われるが、そういう配慮をしてもいいのではないか。

一番下の基本料金、従量単価とありますが、単価表で、3円、1円と半端がありますね、それを5とか10円にすることですか。

事務局、これも実際に、改定率が決まらないうと、何とも言えないところですが。

料金体系の中で、皆さん計算されるようなとき半端な数字より、例をAで示しますと最初1,608円になっている、これを例えば1,600円にすると分かり易い。61～80の階層161円を160円にするとか。下の階層120円はきりがいいのでそのままにする。2001 m<sup>3</sup> 228円。仮に、61～80 m<sup>3</sup> 161円を160円にした場合に、1円が総額に入っていない。これを228円、230円すると、どの位の増収なるかを検討した上で一つのきりのいい、皆さんに分かり易い体系を考えていきたい。

委 員 それについての意見ですが、5円、10円刻みは分かり易いというので、これをやりますと、改定率が変わってきますね。今、皆さん電算で計算しますね。

私が心配なのは、分かり易いのなら、どの区分も同じ率をかけて、1円未満を処理した方が公平ではないか。という人がいるのではないか、と思う。区分ごとに改定率を出すと、バラバラに出てくる。それは、どうかな、と思う。

事務局 ご意見の通りです、必ず5円、10円刻みにする訳ではありません。ただ仮に、161円を160円にする程度の処理、組み合わせも検討させていただくことでご理解いただきたい。

会長 不公平感がないように、一番分かり易いは改定率をそのままかける。その方が不公平でなくて平等だという考え方ですよね、皆さん。

事務局 基本的には一律。皆さんが同意していただい形で、恣意的に差をつけるのではないのが原則です。ただ、改定率が仮に高くなった時に、小規模排水者を考慮等するような場合など、差をつけることが必要な時に一つのアイデアとして、下の階層を切り捨て、上の階層を切り上げると、するだけでも変わりますね。それも一つのアイデアとしてご理解いただきたい。

累進度、一般家庭の単価、少ない排水の単価とより多く排水時の1m<sup>3</sup>の単価の差が二宮町はそんなに高くない。近隣の大磯町と二宮町を比べた場合に、二宮町1.9、大磯町が2.1になっています。そこを参考にしてもよいのではないか。端数の処理をするだけ累進度は変わってきますので、改定率が決まった後で示させていただきたいと考えています。

事務局 この後、経費回収率、改定率の目標を決めていただきたいと思いますと思いますが、それが決まった時点で、次の会議では、3つ位の案を出させていただいて、料金の単価のケースを3つぐらい位示させていただいて、その中でどれが一番よいか決めていただきたいと思います。一つは一律にするもの。少量の使用者に配慮するときは、たくさん使用される方が少し上がります。

また、その逆のパターン。端数処理などを踏まえて案を3つほど出させていただいて、決めていただきたいと思います。それが実際の条例の1m<sup>3</sup>当たりの単価になりますので宜しくお願いします。

会長 使用量の少量の世帯がどんな世帯か。なかなか分からない。家族が3人でも使用料が少ない場合もあるし、老人世帯か使用量が必ずしも少ないとは限らない。

考えの中には、使用量の少量の世帯は老人世帯が多いのではないか。その辺もあまり負担のないような。料金体制の案を見て、皆さんのご意見をお聞きして決めたいと思います。

事務局 今回の会長のお話の中で、世帯数と世帯人員が分からないか、前回もそんな話がありました。平成22年の国勢調査の結果の二宮町の世帯数と世帯人員の表がありまして、その一般世帯を見ますと、1人世帯から10人以上の世帯に階層が分かれています。全世帯で11,325世帯、その内1人世帯2,470世帯構成比21%、2人世帯3,712世帯32%、3人世帯2,475世帯21%。1・2・3人世帯で、約75%を占めています。この世帯が全世帯下水道に接続している訳ではありませんが、二宮町の全体のイメージとして1・2・3人世帯が多いと言えたいと思います。

会長 前回、11月17日の資料2。これでだいたい、40、60m<sup>3</sup>までが多いと、捉えてよ

いか。

事務局 推測ですが、少量の水を使用する世帯は、比較的少人数の世帯と考えられると思います。

委員 大量に排出する時の料金ですが、私の感じですが下水道の工事を進めて行く上で、急激な水洗化により流入量が増加すると、処理場設備が追い付かないので抑制する考え方で出てきた考え方ではないか。

現状の流域の処理能力がどのくらい分かりませんが、最近、使用量が減少しているのに、大量だから同じでもなんですが、アップ率はそんなにも……。それで、かえって使用量を増やしてもらおう。

少ない方ですが、単身者と少人数の世帯。最近の傾向として、トイレですが節水傾向であるらしい。テレビ（コマーシャル）ですと通常 13L が今、4L 位になっている。ますます、使用量が少なくなる傾向になるのではないか。少なくなっても、下水道設備の維持は必要である。老人世帯からあまりお金をもらうのもなんですが、ある程度負担は仕方がないのかなと思います。

会長 使用量が少ない方が、少人数の世帯とは限らない。節水している家庭もあります。

傾向とすれば一般的には、使用量が少ないのは、少人数の世帯が多いと考えられる。

委員 一人のご老人の場合と一人で独立した若いサラリーマン。支払能力とかいろいろな意味で、生活弱者という言葉が適切かどうか分らないが、行政の配慮がでてくるのはいいと思います。

委員 要望ですが、一定の方向性が出ましたが、お願いで小規模排水者については、是非、積極的なご配慮をお願いします。

それから、我が家は老人二人世帯ですが、使用量を調べてみました。年間平成 23 年度 68.6 m<sup>3</sup>、22 年度 61.5 m<sup>3</sup> で、使い過ぎているのかなと思います。特に今年は夏、暑かったので庭の水撒きなどで 80 m<sup>3</sup> ぐらい使用していました。天候によっても違って来るかな、必ずしも老人世帯だから少ないとは言えないのではないか。節水を心がげないといけないのかなと思いました。

会長 一概に言えませんね。なかなか、傾向として一般的には、使用量が少ないのは、少人数の世帯が多いのではないか。と言うぐらいですか。

それでは、よろしいですか。今回どの辺ぐらいまで改定するか。皆様のご意見をいただきたい。一つは、7 月 14 日の資料「平成 21 年度下水道事業比較経営診断表」が参考だと思います。

経費回収率、平成 20 年度 36.1%、平成 21 年度 47.5% と上がったのは改定したから。類型の平均が 57.6%、全国平均が 88.6% これは高い。この辺が一つの参考になると思います。あまり、パーセントにとらわれなくて金額で考えていただきたい。100 円の 20% は 20 円、1000 円の 20% は 200 円です……。

ご意見どうでしょうか。



委員 印象ですが 59%ターゲットの一律の感じは、上がり過ぎかなと思います。低い方がいいですが。1500円・1,000円近くなっている。

委員 私は一挙に 59%は、きつい感じがしますので、緩やかにできればもって行って欲しい。

委員 いま、一般会計から入れている率はどのくらいですか。

事務局 53%入れています。経費回収率 47.5%ですので。それを経費回収率 60%にしたいという目標で、今回、検討・審議をお願いしていますが、59%では高いな、もう少し緩やかに、というご意見です。

委員 下水道は受益者負担が原則でしょうから、下水道を利用していない人も一般会計で負担をしていることになるので、ある程度全国平均(類型)に近い数字でしたら、高いこともあるかもしれないが、受益者として我慢していただく必要があるのではないか。

委員 前回の改定の時より高い印象です。

会長 パーセントにとらわれないでいただきたい。100円の20%は20円、1000円の20%は200円です。同じパーセントでも違いが出ますので。金額とパーセントの両方を考えて欲しい。

11月17日審議会の資料で、下水道事業特別会計繰出金の占める割合。平成23年度は土木費の37%が繰出金として出ています。それだけ、一般会計より下水道に出ている。下水道を使用していない人(未整備区域)のお金も入っている。それは、不公平ではないかとのご意見が委員よりありました。

それ相応の負担をしていただく必要があるのではないか。繰出金が減れば、予算上の措置で福祉等の方に行き、有効に利用されるのではないか。

一つは、経費回収率60%と事務局は言っているが、そこまでは、高いのではないか。とのご意見がありました。

「平成21年度下水道事業比較経営診断表」では、経費回収率、類型の平均が57.6%と示されている。端数切捨てで57%、11月17日資料③の中で、単価130円、改定率20.4%になります。たたき台として考えてください。・・・

ご賛同を得られればと思います。よろしいですか。皆さんよろしいですか。よろしいですね、それでは、皆さんのご賛同を得ましたので、審議会の案として57%・130円とさせていただきます、次回に使用量等による3案を出していただいて、できるだけ使用量の少ない世帯に負担の少ないように、決めていただきたい。

事務局 次回は、いくつかの案を示させていただいて、ご審議をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それと、次回は答申書を作成して、次が5回目、6回目を最終の審議会として、町長に答申書を審議会から渡していただきたいと思います。そのために答申の準備に入らなければならないが、附帯意見として、これまでの委員さんからのご意見、

今日のお手元の資料より抽出させていただきたい。

今後の使用料の改定について、どうしたらよいか。今回の改定は、平成 24 年から平成 26 年の 3 年間の財政計画を基に改定していただきますので、その次、平成 27 年度以降の改定は、どのような考え方をしたらよいか、をお諮りしたい。

これまで、21 年の改定の時は、概ね 3 年を目途に使用料の見直しに努められたいとのご意見がありました。

今後、どのような形で行くか。年数を入れるのか、違う表現で示すのか、をご審議いただきたい。

委員 事務局にお聞きしますが、なぜ 3 年毎に見直すことに前回なったのですか。背景、理由は。

会長 なぜ 3 年毎か。社会情勢が変わるからです。10 年間値上げをしてこなかった。それは、使用者を増やしたい。接続に繋げたい。そうすれば使用料も増加するだろう。という考え方で 10 年間据え置いてきた、低く抑えてきた。考え方の次に 3 年毎に見直すと、低くした方がいいのか・・・・。

今回は年数を区切らない方がよいのかな。縛りますので社会情勢、町の財政規模がどうなるか分かりません。ただ、3 年毎と決めたのは、必ず値上げすることではありません。検討して下さいということですので、必ずしも値上げをしなくてもよい。

附帯事項につきましては、また、皆さんにご意見をお聞きして決めていきたい。

委員 繋がっている人が、掛かる費用を 100%負担する。57%は道半ばです。今までの経過は経過であるが、将来は利用者に負担していただくのは 100%が原則だと思います。

その意味で、これからも改定の話をしなければならない。町財政の動きが分からないが、見直しはしなければならないのではないか。会長が言われたように 3 年と書くのがいいのか、どうかは分からないが。いずれ、やらないといけないのではないか。

会長 附帯事項として、年数を区切らず、社会情勢並びに二宮の財政規模等を考えて、改定を検討する。という文言でいいのか、年数にしないで、そのような答申書をお願いします。

委員 お願いとして、分かり易いというのは難しいですが。言葉の回収率の意味、分母が何で、分子がなに、全体が分かるような説明。同じ言葉で違う意味、受益者負担がある。分かり易くしてほしい。

何を説明するのかというと。値上げしなかったらどうなるか。何もしないとどうなるのか。どんな事業経営をしていたの、しっかりやっているの。高い金利を返した、接続の努力をしている、経費の節減をしているなどが知られると良いかなと思う。他の自治体の料金はどうなっているのか。これらを理解していただいて、値上

げもしょうがない。と分かっていたら、町民も理解していただけると思う。なぜやるのが問題になる。その額でいいのか等、を考えながら答申書を分かり易く作って欲しい。

会 長 分かり易く、財源の問題、繰出金が減になった時にどこに使われるか、など、分かり易い言葉で、町民に理解していただくように、お願いしたい。それでは、次にその他について事務局よりお願いします。

事務局 次回の審議会の日程ですが、答申等のこともありまして、1月は2回開催させていただきたいと思います。

案としまして、5回目を11日・12日、6回目18日・19日でどうでしょうか。

会 長 答申案は事前に、配っていただけますね。

事務局 素案を事前に配らせていただいて、見ていただいて、訂正、加除等ありましたら、事務局に言っていただいて、その直したものを次回の会議に出させていただきます。よろしくをお願いします。

会 長 素案の意見等をお願いします。

事務局 それでは、5回目を12日・6回目19日、午後とさせていただきます。

会 長 申し訳ありませんが、議案の提出もありまして、議会の開催日程もあり、2回開催させていただきます。6回目の1月19日には、正式な答申書を出しますので印鑑を忘れないでお願いします。そして、皆さんと一緒に町長室で町長に答申書を渡したいと思います。

今日、欠席している委員さんにもご意見を伺っておりますので、ご意見は反映させていただきます。今後も、欠席された場合は同じようにさせていただきます。と思います。

それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。皆さんのご意見で、一つの方角が出ました。今後は町民の皆さんにご理解していただかないといけないので皆さんのご協力をお願いします。